

## 長野県総合計画審議会議事録

1 日 時：平成22年 8 月 25 日（水）午前10時30分～11時30分

2 場 所：長野県庁 3 階 特別会議室

3 出席者

委 員：小宮山淳会長、青山佳世委員、太田哲郎委員、有吉美知子委員、小口寿夫委員、  
小林貫男委員、近藤光委員、樋口一清委員、古田睦美委員、松岡英子委員、  
宮原則子委員、矢澤利夫委員

長野県：企画部長 望月孝光、企画課長 島田伸之、政策評価課長 土屋嘉宏、企画課  
企画幹 吉沢久ほか

4 議事録

（進行：企画課 吉沢企画幹）

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから長野県総合計画審議会を開会いたします。私、本日の進行を務めさせていただきます長野県企画課の吉沢と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございますが、現在11名の委員の皆様にご出席をいただいております。本審議会条例第6条の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは最初に、長野県企画部長望月孝光からごあいさつを申し上げます。

（望月企画部長）

企画部長の望月でございます。審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろ県政発展のために、それぞれのお立場でご尽力をいただいております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、本日はお忙しいところ、そして非常にこの暑い中、お越しいただきまして、大変恐縮しているわけでございます。

本県の中期総合計画でございますけれども、これもやっと3年目ということで、折り返し地点を迎えたわけでございますけれども、この計画の推進のためにつくった政策評価制度、これも今回で2回目という状況になっております。

今回の政策評価について今日のご審議いただくわけでございますけれども、対象は平成21年度を対象としておりまして、4月から6月にかけて、県庁の中で達成目標の実績ですとか、各事業の取組状況、それから、県民の皆様からいただいたアンケート、こういったものを中心に、県としてのまず自己評価を実施したところでございます。その結果をもとに、当審議会に設置されております中期総合計画の政策評価部会、樋口部会長さん以下、5名の委員さんで成り立っておりますけれども、皆様方をお願いしまして、7月から8月、この暑い中、集中的なご審議をいただいたわけでございます。そして、当審議会の

意見（案）をまとめていただいたわけでございます。

今年の部会におかれましては、2回目ということで、本来の中身の調査に加えて、関係課長から実際に直接ヒアリングをいただくと、こういったようなことで、より深い内容のご審議をいただいたところでございます。会長さん以下、委員の皆様方につきましては、この場を借りて、加えて御礼申し上げるわけでございます。

本日は、この意見（案）につきましてご審議をちょうだいするというものでございまして、この審議会としてのご意見を確定していただきたいと、このように考えております。私どもは、それを受けまして、そのあと県の対応方針を決定し、そして、委員の皆様方にご通知するとともに、県民の皆さん、あるいは議会に公表、報告させていただく、このような段取りになっております。

いずれにしても、経済状況、依然として厳しい状況ではございますけれども、計画に掲げた目標の達成を目指して、計画を着実に推進していくということで頑張ってもらいたいと思っております。

冒頭、ごあいさつ申し上げましたけれども、どうか忌憚のないご意見をいただきまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

（吉沢企画幹）

恐縮でございますが、お手元の審議会委員名簿をごらんいただきたいと思います。

伊那市長を務められていた小坂委員が退任されましたので、その後任として、諏訪市の山田市長に委員へのご就任をお願いしております。

また、小坂委員の退任に伴って空席となっております会長職務代理者、並びに土地利用事業認定部会の委員につきましては、会長の指名に基づき山田委員をお願いしておりますので、報告申し上げます。

なお本日は、田村委員、藤原委員、山田委員から所用のため欠席するとの連絡を、また古田委員から、少々遅れる旨の連絡をいただいております。

次に本日の会議資料ですが、お手元にひとつづりになっております資料、1から3までを配付させていただきました。なお参考までに県の自己評価書と、その概要についても準備させていただいております。

それでは、これより議事に入ります。審議会の議長は会長が務めることとなっておりますので、小宮山会長に進行をお願いします。よろしく申し上げます。

（小宮山会長）

それでは、長野県総合計画審議会の会長として一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は本年度初めての審議会開催となりますが、委員の皆様には、ご多忙の中、そしてこの暑い中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

改めて申し上げますまでもございませんが、当審議会は長野県の総合的な発展に関する重要事項、及び国土利用に関する事項などを調査・審議するために設置されておまして、本県の将来、進むべき方向性を示すという重責を担った審議会でございます。

さて、県のほうから当審議会に対しまして、中期総合計画の主要施策の達成状況等について、県が実施した自己評価に対する意見を求められております。このため、審議会名簿にもありますように、樋口部会長をはじめとする5名の方々に政策評価部会員をお願いいたしまして、ご多忙の中、精力的な作業によって、短期間で県の自己評価に対する意見の案をまとめていただきました。部会員の皆様方、まことにありがとうございました。本日の審議会では、この部会として意見（案）のご報告をいただいた上で、当審議会の意見を確定したいと存じます。

委員の皆様方には格別のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、審議に先立ちましてのごあいさつといたします。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは会議に入りますが、ご案内のように、本会議は一応11時半まで予定してございます。

それでは会議事項の「平成22年度中期総合計画主要施策等評価について」を議題といたします。まず中期総合計画政策評価部会での審議内容と、県の自己評価に対する総合計画審議会の意見（案）につきまして、政策評価部会長の樋口委員よりご報告をお願いいたしたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

（樋口委員）

樋口でございます。それではお手元の資料に沿いまして、意見（案）について要点を説明させていただきます。まず資料－1をごらんいただきたいと思いますが、資料－1は平成22年度中期総合計画主要施策等評価についての流れです。評価の手順が書かれております。

今、企画部長のお話にもありましたけれども、私どもの任務でございますが、県の自己評価について、総合計画審議会による第三者評価を行うという手順でございます。

7月20日、8月5日、8月19日の3回にわたりまして政策評価部会を開催いたしました。特に本年度は、8月5日には、県の関係課長の方々を中心としまして、12の項目についてのヒアリングをさせていただきました。そういったことを踏まえまして意見（案）をまとめたわけでございます。この意見（案）を今日お諮りして、そのあとは、この部分でございますように、県のほうで対応方針を決定されるというようなことになるわけでございます。

大変恐縮ですが、2ページをご覧くださいと思います。まず意見（案）の全体の状況でございます。県の自己評価書に関する総合計画審議会の意見（案）ということで、意見（案）の基本的な考え方が1に書いてございます。中期総合計画主要施策等評価制度が、主要施策等の実施状況について客観的で的確な評価を行い、中期総合計画の着実な推進を図ることを目的としたものであることから、次の2つの観点から意見を作成したと。

第1は、県の自己評価の妥当性の検証です。それから2つ目は、施策推進に当たっての意見です。この2つの観点で、昨年と同様に評価、意見（案）を作成いたしました。

まず妥当性の検証についてですが、評価の客観性を確保する観点から、第三者の立場で、県が行った自己評価の妥当性について検証を行い、下記の基準に沿って「妥当」「概ね妥当」「妥当でない」の区分により評定することとしたということで、これも昨年と同様の評価方針でございます。

まず「妥当」というものでございますが、これは県の自己評価内容が妥当であるということでございます、今回は、あとで個別の項目をご説明いたしますが、29施策について「妥当」という評価をいたしました。

「概ね妥当」という表現でございますが、これは県の自己評価内容に大きな問題はないが、分析に不十分な点がある場合など、これを「概ね妥当」という形にしまして、続けて評価上の留意事項や関連した施策推進の意見を記載するというところでございます。これに該当するものは、今回は15施策でございます。

それから3つ目は、「妥当でない」という評価であります。県の自己評価の内容に異議がある場合は、理由を付した上で「妥当でない」とし、総合計画審議会としての認識を記載するというところでございます。

今回はまだ2年目ということでも、2回目ということでもございますが、いろいろ議論いたしました、「妥当でない」というものはないという形でございまして、「概ね妥当」と「妥当」という形で評価をしております。

それから、施策推進に当たっての意見でございます。中期総合計画の着実な推進を図る観点から、各主要施策の推進に当たり特に必要な視点や重点的に取り組むべき事項等についての意見を記載したということでございます。例えば「妥当」という評価をしたものについても、特に委員の皆様のご意見を踏まえまして、意見を記載しているものもございません。

大きな2番目でございますが、挑戦プロジェクトの進捗状況に対する意見（案）の基本的な考え方でございます。

挑戦プロジェクト、7つの挑戦プロジェクトがございますが、この挑戦プロジェクトは、各テーマに対応した主要施策の達成状況などにより、プロジェクトの進捗状況と推進に向けた取組の方向が示されていることから、挑戦プロジェクトの趣旨、将来を見据えた中・長期的な視点から魅力的な長野を築いていくために積極的に挑戦していくべき分野横断的なテーマであるという、この趣旨も踏まえまして、プロジェクトをさらに推進する観点からの意見を記載しております。

これは「妥当」とか「概ね妥当」とか「妥当でない」という評価ではなくて、むしろ挑戦プロジェクトを中・長期的に実現していくために意見を記載をしたと、こういう形でございます。これが意見（案）の全体の姿でございます。

次に各主要施策につきまして、3ページ以下、個々の内容につきまして、ご説明をしたいと思っております。3ページにつきましては主要施策ということで、左側に1-01から順番に、総合計画審議会が決定した中期総合計画の各項目の項目名が書いてございます。それに対して右側の欄に、今回の意見（案）が記載されております。

例えば1-01ですが、1-01は参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進ということでございます。これにつきまして、お手元に県の自己評価書の概要版というものがございまして、これも適宜合わせて見ていただければと思っております。この概要版のさらに詳しいのが、このお手元のひもでとじたものですが、この概要版には、1ページに見開きで全体の姿が見えるようになっております。さらに詳しいものをごらんになる場合には、この厚いほうを参照していただくというふうにいただければと思っております。

この概要版を、例えば今の部分についてごらんいただきますと、10ページは、全体の項目としては「自然と人が共生する豊かな環境づくり」となっておりまして、県の自己評価

が1-01から1-08のところに、まず達成目標の進捗状況、達成目標から見た施策進捗度が書いてございます。そして、その下に各主要施策の主な成果と課題、今後の取組方針が記載されております。この部分が県の自己評価に当たる部分でございまして、例えば1-01については、「参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進」ということで、「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」のところに数字が入っております。全体として、「一部に努力を要する」と。施策の成果のほう、1-01をごらんいただきますと、これについて具体的な成果、政策の成果が書かれておりまして、課題や今後の方針がその右側に書かれていると、こういう形になっております。

ちなみにこの1-01の評価ですが、県の自己評価について、部会では「概ね妥当」という評価をしております。温室効果ガスの排出量につきましては、経済構造、あるいは社会的ないろいろな要因の影響で、数字自体がいろいろ具体的に変わってくる。例えば端的に申し上げますと、景気が非常に厳しい状況のもとでは、温室効果ガスの排出量も少なくなるというようなこともあるわけございまして、したがって、政策の効果をそういった構造的な要因、経済的な要因の関係ということを十分に留意しながら対策を進めていく必要があるということでございます。

それから、あわせて自動車交通に長野県は大きく依存をしております。自動車からの温室効果ガスの排出量を削減するために、例えばエコドライブ講習会の取組など、より効果的な普及啓発に重点的に努めていく必要があるのではないかとというのが意見（案）でございます。以下、同様に1-02から、この3ページには1-08まで、「自然と人が共生する豊かな環境づくり」の項目を挙げてございます。

1-02については、県の自己評価は「妥当」とであるというふうに評価しておりますが、森林の整備の問題や木質バイオマス等の森林資源の有効活用ということは、引き続き非常に重要であるということで、特に県民や企業などさまざまな主体と連携をしながら、森林と人がかかわる仕組みづくりの構築を推進する必要があるということ意見を特記してございます。

1-03でございますが、良好な水・大気環境の保全。これについては、県の自己評価は「概ね妥当」という評価をしております。水質の環境基準の達成状況を注視しながら、引き続き水環境の保全や生活排水対策を推進する必要があることとあります。湖沼等については、データが大分変動しているようございまして、引き続き水質の環境基準の達成状況というものを注意深く見守りながら対応をしていく必要がある、というようご意見がございましたので、このような意見にまとめてございます。

1-04は豊かな自然環境の保全。これについては、県の自己評価は「妥当」とである。1-05ですが、資源循環型社会の形成。県の自己評価は「概ね妥当」という評価でございます。特に産業廃棄物の動向に留意し、産業廃棄物の適正処理の推進に向けて効果的な対策を講じていく必要がある、という意見を付記しております。

また一般廃棄物のリサイクル率のさらなる向上のために、市町村の取組を支援する必要があるという点についても特記してございます。

1-06、1-07については、県の事項評価は「妥当」とであることとあります。

1-08については、県の自己評価は「妥当」とであることとございますが、農山村における多面的機能の維持ということで、遊休農地について、市町村や農業関係団体等と連携し、遊休荒廃の原因を把握しながら解消に向けた取組を強化する必要がある、という

意見を付記してございます。

以上が、第1の大きな柱の1番目でございます「自然と人が共生する豊かな環境づくり」の分野でございます。

1ページをめくっていただきまして、4ページですが、4ページは第2の項目であります。概要版でいいますと、12ページになりますが、「地域を支える力強い産業づくり」という項目でございます。この項目については、「概ね妥当」という項目が非常に多くなっております。

実はこの部分、産業の分野については、リーマン・ショック以降、大変厳しい経済状況がございまして、そういう中で県もいろいろ努力をしておられるわけでございますけれども、客観的に見て状況が非常に厳しいということから、さらなる努力が必要があるというご意見もいろいろございました。そこで、そういった経済の全体の状況を踏まえて、「概ね妥当」という評価が多くなっております。

県民の方へのアンケートを見ても、この項目については、全体として非常に厳しい評価、満足度が非常に低いという状況がございまして、そういった大きな日本経済全体の、あるいは世界経済の問題ではありますけれども、長野県として、この分野については努力を傾注していく必要があるということでございます。

項目別にまいりますと、まず2-01世界へ飛躍するものづくり産業の構築ということでございます。県の自己評価は「概ね妥当」ということでございまして、産業支援施策の成果の状況について、他県や全国平均との比較等多面的な分析を踏まえて、競争力のある産業の集積、ものづくり産業の構築等施策の推進を図る必要がある。ここで、「他県や全国平均」という言葉を特に特記をしております。

経済の状況、全体として厳しいんですが、そういう中で、他の県、長野県と同じような状況にある他の県がどのような努力をしているのかとか、全国の中でどういう位置づけになっているのかとか、そういった点にも留意しながら政策を進めていただきたいということでもあります。

従来の計画を推進することはもちろん、着実に推進することは重要ではありますが、そういったことについては、この2-01については、客観指標だけ見ますと、例えば12ページを見ますと、世界へ飛躍するものづくり産業の構築に関する達成目標の進捗状況は、「順調」あるいは「概ね順調」ということになってしまうわけですが、それは政策努力だと思いますけれども、実際には経済が非常に厳しい中で、さらなる期待があるわけでございます。それをどう進めていくのかというときに、他県や全国平均との比較等、多面的な分析を行った上で政策をさらに充実させていただきたいという意見でございます。

2-02観光立県「長野」の再興でございます。県の自己評価は「概ね妥当」ということでございまして、特に外国人旅行者について、これも全国の状況と比較しながら、本県に來訪する旅行者の特性を踏まえ、その増加に向けて積極的に取組を進める必要があると。また一人当たり観光消費額が減少傾向にあるため、全国の状況等参考にしながら、増加に向けて効果的な対策を検討する必要があると。

観光についても各自治体がさまざまな努力をしておりますが、そういった他県の状況なども十分に視野に入れながら戦略を立てていただきたい、という意見を付記してございます。

2-03地域が輝く元気な農業・農村の構築でございます。県の自己評価は「概ね妥当」

ということをございまして。農業農村総生産額については、他県と比較等多面的な分析を踏まえ、多様な担い手育成、競争力の高付加価値の農産物生産に向けた取組を進めるほか、食育と地産地消、魅力ある農業・農村ビジネス創造等を推進し、農家所得の向上を図る必要があるということをございます。

非常に本県の農業も厳しい状況に置かれているわけでありまして、指標の面では非常に厳しい結果が出ていますが、そういう中で、政策を進めるに当たっては、他県との比較分析等をうまく活用しながら、その活性化のための戦略を育てていただきたいという趣旨をございます。

2-04の持続可能な林業・木材産業の振興については、評価は「妥当」であるということをございますが、付記意見としまして、世界的な経済不況のもとで民有林の素材生産量が減少しているが、外国産材の供給不安等を背景に国産材の利用拡大への期待が高まりつつあり、林業・木材産業の振興や県産材の利用促進を図るため、木材流通に関する構造的課題の解消等、経営体制の強化を図る必要があるという意見を付しております。

2-05、2-06については「妥当」であるという評価をしております。

2-07長野県のブランド創出促進と発信力向上であります。ブランドにつきましては、客観的な指標が判定できないという状況もあるわけでありまして、県の自己評価については「概ね妥当」ということをございまして。地域間競争が激化する中で、県の取組の成果を確認しながら、長野県の魅力を効果的に発信する必要があると。ブランド戦略について、ぜひこの際、もう一步進めて取り組んでいただきたいということをございます。

2-08は雇用の確保と安心して働くことのできる労働環境づくりをございます。これも達成目標の進捗状況を見ていただきますと、客観指標の中では、進捗状況は「非常に順調」という評価になってはいますが、もうご案内のとおりをございまして、経済情勢のもとで雇用環境は大変厳しいわけをございます。

その中で、県が行える施策というものには、限定があることも事実ではございましてけれども、さらに一層この分野での努力が必要ではないかということで、県の自己評価は「概ね妥当」であるということで、県内の厳しい雇用情勢の把握と県の役割を明確にしながら関係機関が連携し、状況に応じた雇用確保の施策展開が必要である。

雇用基金事業について成果を把握し、他県の状況と比較しながら、効果の検証をする必要があるということをございまして、これは県民の方のアンケートでも、満足度が大変低いという状況をございます。

そういうことで、産業関係全体につきまして、経済情勢が大変厳しい中でさらに一層の政策努力をお願いしたいという意味で、「概ね妥当」という評価が非常に多くなっております。以上が「地域を支える力強い産業づくり」をございます。

3番目をございます。「いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり」ということで、4ページ一番下の3-01から始まりまして、6ページ中段の3-13までが、安全・安心な社会づくりをございます。

まず3-01をございますが、健康長寿県の確立ということをございます。県の自己評価は「概ね妥当」であるということで。特に委員の方々のご指摘の中で、関連する指標の動向とか、取組の成果を十分きめ細かく踏まえて、進捗状況を確認しながら施策の着実な推進を図る必要があると。これは達成目標の進捗状況等についての客観指標については、例えば3年ごとというような指標を設定していますが、よりきめ細かく踏み込んで実態把

握をして県が機動的な政策を進めていかないと、政策の目的が達成しにくいのではないかとというご指摘がございました。

3-02、5ページでございますが、安心して質の高い医療の確保。これについては、自己評価は「妥当」ということでございますが、付記意見がございます。県の積極的な対応により着実に成果は上がりつつあるが、診療科や地域による医師の偏在など、本県の特徴を踏まえた、より質の高い医療の確保のための取組を推進していく必要があるということでございまして、本県の医療の実態、診療科や地域による医師の偏在等の動向を十分踏まえた上で、政策を展開していく必要があるということでございます。

3-03、これも県の自己評価は「妥当」ではございますが、付記意見がございます。我が国の将来を考えると、少子化対策は大変需要であり、国を挙げて取り組んでいく必要があるが、出産や子育ては個人の価値観に関することでもあり、県においても幅広い観点から施策を検討していく必要があるということでございまして、これについても付記意見がございました。

3-04高齢者がいきいきと生活できる社会づくりということでございます。これについては、県の自己評価は「概ね妥当」ということでございまして、特別養護老人ホーム等の施設については、入所希望者の動向等も留意しつつ、整備を進める必要があると。また生活機能の低下が懸念される高齢者に対して、引き続き効果的な介護予防対策を推進する必要があると。介護サービスの質の向上を図るため、事業者に対する指導や従事者の資質向上等を引き続き推進する必要があるというような意見をまとめてございます。

3-05障害者が自立して生活できる社会づくり、これも県の自己評価は「概ね妥当」というふうに評価しておりまして。施設入所者の地域生活への移行は順調に進んでいるものの、その促進のための重要な柱となる、障害者の雇用環境は、経済状況の悪化に伴い、より厳しさを増しているため、一般就労への移行支援や授産施設の工賃アップなど、地域での自立生活への支援をさらに強化する必要があるということで、厳しい経済情勢を踏まえ、さらに施策を強化していく必要があるということでございます。

3-06、これは評価は「妥当」ということでございます。やはり付記意見がございました。地域の実情に即した効果的な福祉施策を実施する上で、地域福祉総合助成金を創設し、市町村の裁量範囲を拡大したところではあるが、補助金統合の成果を検証するとともに、引き続き市町村の要望等を踏まえながら、よりよい制度となるよう努めていく必要があるということでございます。

3-07、3-08は、評価は「妥当」とであると。3-08については付記意見がございまして、特に最近、気候変動の影響でございますが、非常に集中豪雨とか災害の危険性が高まってきていますが、防災対策の成果を積極的にPRして、浸透させていくような努力をさらにしていただきたいということでございます。

3-09地域防災体制の強化については、自己評価は「概ね妥当」とであるということでございまして、「消防団協力事業所表示制度」の普及による効果を把握するとともに、高齢化等による消防団員の減少に対する団員の確保支援策を検討する必要があるということでございます。

3-10犯罪のない社会づくり、県の自己評価は「妥当」でございます。これも付記意見がございまして、重要犯罪検挙率はもとより、刑法犯、検挙率の一層の向上により、安全・安心な社会づくりを推進する必要があるということでございます。



6 ページをごらんいただきたいと思いますが、3-12消費生活の安定と向上につきましては、自己評価は「妥当」であるですが、特に多重債務問題について対策を強化していく必要があるということでございます。

3-13食品・医薬品等の安全確保については、自己評価は「妥当」であるという評価でございます。

以上が、いきいき暮らせる安全・安心な社会づくりについての意見（案）でございます。引き続きまして、4の「明日を担い未来を拓く人づくり」についてご説明したいと思えます。4は、資料では6ページでございます。

4-01確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実ということですが、この部分については「概ね妥当」ということございまして。特に「全国学力・学習状況調査」により把握された本県の状況について、引き続き的確な分析を行うとともに、課題の改善に向け努力する必要があるということでございます。

中学の数学等について、全国を下回る状況であるというような結果も出ておりまして、そういった点を踏まえて的確な分析を行い、さらに努力が必要であるということでございます。

4-02から4-04については、県の自己評価は「妥当」であるという評価でございます。以上が、明日を担い未来を拓く人づくりの部分でございます。

次に5でございますが、「交流が広がり活力あふれる地域づくり」、5-01から始まりまして、これは7ページまでですが、5-11までございます。

5-01でございます、市町村が主役の地域経営の確立。これは「概ね妥当」という評価でございます。特に県の支援により、市町村等が自主的・主体的に行った地域づくりについての取組の成果のPRに努める必要がある、ということでございます。とりわけ小規模の町村の行財政運営のサポートについては、個々の町村の将来像を踏まえて、引き続き支援をしていく必要があるということでございます。

5-02ボランティア・NPOが活躍できる環境づくり、これは自己評価は「妥当」ということでございますが、特にNPO法人が増加していく中で、その活動内容を十分に把握をして、関係部局と連携の上、適切な指導・監督等を行う必要があるという意見でございます。

7ページにまいりまして、5-03人権が尊重される社会づくり、これは「妥当」であるということです。

5-04男女共同参画社会づくり、これは評価は「妥当」であるということでございますが、男女がともに仕事と育児・介護などを両立できる環境づくりを進める必要があるということで、特に男性の育児休業、育児参加の問題について、部会でご指摘がありました。

5-06元気な農村づくりですが、これは評価は「妥当」であるということでありまして、農山村の活性化を図るため、農家民泊による農業体験等の都市農村交流事業をさらに推進する必要があるという意見を付しております。

5-07、5-08は、評価は「妥当」であるということでございます。

5-09道路ネットワークの整備については、やはり「妥当」であるという評価でございますが、県内の高速交通網の整備とあわせ、これらを結ぶ幹線道路網や生活道路等の整備を計画的に進め、地域の経済・文化を支える道路ネットワークの整備を推進する必要があるという意見を付しております。

5-10公共交通ネットワークの確保ですが、自己評価は「概ね妥当」であるということをごさいます、地域生活に密着する公共交通ネットワークを確保するため、関係者と地域住民が一体となって公共交通の利用促進に向けた意識の醸成を進める必要があるということをごさいます。

5-11高度情報通信ネットワーク社会の推進については、自己評価は「妥当」であるという評価をごさいます。

8ページになりまして、駆け足で恐縮ですが、7つの挑戦プロジェクトについて意見(案)をまとめてごさいます。

挑戦プロジェクトの第1ですが、「一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦」ということをごさいます。厳しい経済情勢のもとで、数値そのものは、これを達成するのはそう容易なことではないんですが、産業活性化に向けた施策の推進に当たっては、他県や全国の状況等の比較分析や生産年齢人口が低いという本県の特徴を勘案しながら、全国における本県のポジション、強み、弱みなどを的確に把握し、効果的な施策を積極的に推進する必要があるという意見案をまとめております。

これは実態を踏まえて、生産年齢人口と、それから高齢者、そういったものがどういふふうに関民所得に寄与していくのかとか、そういった点を踏まえながら、実効性のある政策の取組を行っていく必要があるということをごさいます。

第2番目の柱は、「市町村が主役の元気な県づくりへの挑戦」ということをごさいます。住民に最も身近な自治体である市町村の行財政基盤の強化に向けて、市町村が描く将来像を踏まえたサポートを行うとともに、自主的・主体的に取り組む地域の元気を創出する地域づくりへの支援が必要であるということをごさいます。

3番目は、「健康長寿No.1 確立への挑戦」ということをごさいます。これにつきましても、先ほどの主要施策についての指摘を踏まえて、まとめをしております。診療科や地域による医師の偏在など、本県の特徴を踏まえたより質の高い医療の確保のための取組を引き続き推進し、県民の切実な要望にこたえていく必要があると。

生活習慣病対策の推進に向け、食育等、生活習慣の改善に取り組むとともに、特に県民の死因の1位となっているがん対策については、検診受診率の向上や診療連携体制の強化を図るなど、質の高いがん医療提供体制の確立を推進する必要があると。

効果的な介護予防対策を推進するとともに、入所希望者の動向にも留意した特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備を促進する必要があると。

4番目、「時代を担う多彩な人材育成県への挑戦」ということをごさいます。これも本県の児童生徒の学力等の現状について十分分析をし、課題の改善に向け努力をする必要があると。

また、産業人材の育成・確保についても、積極的な取組を行う必要があるということをごさいます。

5の「出産・子育てにやさしい県への挑戦」ということですが。我が国の将来を考えると少子化対策は大変重要であり、出産・子育ての環境づくり等は国を挙げて取り組んでいく必要があるが、出産や子育ては個人の価値観に関することでもあり、県においても、ライフステージの全般にわたる幅広い観点から施策を検討していく必要がある、ということをごさいます。

6の「地球温暖化対策先進県への挑戦」ということですが、温室効果ガスの排出量は、

構造的要因と経済的要因の影響を受けることに留意するとともに、自動車からの排出削減対策の推進など、本県の特性を踏まえた取組の推進が必要である。

また、二酸化炭素吸収源としての健全な森林づくりが欠かせないことから、間伐等をはじめとする森林整備や木質バイオマス等の森林資源の有効活動を促進する必要がある、ということでございます。

7番目は、「減災による安全な県づくりへの挑戦」ということでございます。治水、砂防、治山事業など、ハードの対策や地域の実情に合った防災体制づくりなど、ソフト対策、消防団員の確保などに引き続き取り組むとともに、施策の成果を県民に積極的にPRするなど、県民の理解と協力を得ながら施策を推進する必要があると。

以上が挑戦プロジェクトに関する意見（案）でございます。

9ページをごらんいただきたいと思いますが、今回の部会の審議の過程で、制度全般にわたる主な課題や論点とそれに対する県の考え方というものが示されました。

実は、アンケート調査について委員の皆様方にご検討いただいたんですが、どうも、アンケート調査を満足度と改善度という2つの指標で量っているわけですが、毎年、アンケートする対象が異なっていますので、改善度というのはなかなか回答が難しいということで、県の考え方としては、満足度のみを今後は調査対象とするということが示されました。以上が意見（案）の概要でございます。

この意見（案）をまとめるに当たりましては、5名の委員の方々に、3回にわたりましていろいろご意見をいただきました。また部会の場以外にも、審議会の委員の皆様は随時、資料を送付させていただきましてご意見をいただいております。

また、こういった意見（案）でございますけれども、これを毎年、こういう形で継続的に制度のあり方を検討して次年度以降に生かしていくことが重要であるというふうに私として認識をしております、ぜひこういう形で、政策評価部会としても、意見を今後ともきちんとまとめていきたいというふうに考えております。

最後に今後の評価プロセスについて、事務方のほうから何か補足的な説明はされるのでしょうか。よろしいですか。

（土屋政策評価課長）

政策評価課長の土屋でございます。よろしくお願いたします。

資料-1にお戻りをいただきたいと存じます。資料-1でございますが、この評価プロセスについて記載をさせていただきます。

今後でございますけれども、総合計画審議会からちょうだいした意見に対しまして、県の対応方針を決定してまいり、それをもって評価書の決定という形になるわけでございます。

決定いたしました評価書につきましては公表をし、県民の皆様からの意見を募りますとともに、条例がございます、条例の規定に基づきまして9月議会に報告をさせていただきます。県の対応方針等を決定した評価書につきましては、改めて委員の皆様方にもご送付をさせていただきたいと存じます。

また、こういった評価結果を踏まえて施策の検討、次年度予算への反映等についても取り組んでまいり、そういった予算案への反映状況についても、2月には公表してまいると、こんな手続で今後は進めてまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

(樋口委員)

以上、意見（案）の概要でございます。

(小宮山会長)

ありがとうございました。政策評価部会の皆さんには、本当に短期間に当審議会の意見（案）をまとめていただきまして、本当に感謝を申し上げます。

また、先ほどのご報告の中で、樋口部会長さんのほうから、部会員のほかの委員の方々からも多くの貴重なご意見をいただいて、部会での審議を深め、より広範な意見（案）としてまとめることができたということでございまして、皆さん、本当にありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告、説明につきまして、ご質問なり、ご意見がございましたらどうぞお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。かなり広範にわたるわけですが、何かいかがでしょうか。

部会員の方から何か補足的にご意見がございましたら、どうぞ。

(青山委員)

青山佳世でございます。県の皆様も多岐にわたり努力しておられることを、大変高く評価したいと思いますし、また、評価の部会の皆様方も大変重要なご審議をしていただきまして、この意見書の取りまとめも大変結構だと思います。

拝見してちょっと感じたことなんですけれども、1-01の「自動車交通の依存度が高い本県においては」というところで、マイカーのエコドライブのことに触れていただいているんだと思いますが、さらに、自動車から公共交通へのシフトというような視点を、その取組についても積極的に支援をしていくというような観点があってもいいのではないかなというふうに感じました。

ひょっとしたらここに、その目標にマイカーから公共交通へのシフトという視点が入っていないということであれば、5-10のところに「公共交通ネットワークの確保」というところがあって、こちらのほうがひょっとしたら適当なのかもしれませんが。広域的に幹線の交通ネットワークの維持とか、それから、公共交通の空白解消とか、それから、最近さらには、やっぱりマイカーから公共交通へのシフトという、モーダルシフト (modal shift) というのはちょっと古い表現かもしれませんが、何か、もし5-10のほうに書くとするならば、何か「地球温暖化防止の観点からも公共交通ネットワークの確保が必要」だとか、何かそういうことがもし書き込まれるならば、もう少し積極的な取組になるのかなというふうに感じましたので、ご検討いただければ幸いです。

(小宮山会長)

貴重なご意見をありがとうございました。樋口部会長、どうでしょうか、そのあたり、この扱いの中で。

(樋口委員)

今、ご指摘の点は、もうまさに非常に重要な点だと思います。

ここの部分では、部会の審議の中では、公共交通機関の利用が現実には非常にできにくい状況があるということなので、まず、エコドライブの講習会等がもっと積極的に活用されるべきではないかというところに議論が集中しましたが、おっしゃるとおり、5-10のところでは、公共交通ネットワークの確保というのがあわせて行われることになっておりまして、概要版の18ページのところをごらんいただきますと、具体的に県の取組の状況が書いてございます。

こういったことがしっかり実績が上がってくれば、1-01のほうにもこれも反映されてくると思いますし、それから、実はこれはライフスタイルにも絡む問題ですので、ご指摘のご意見、まさにそういうことは新しいライフスタイル、うまく公共交通機関を活用したライフスタイルをどうやって実現をしていくのかというようなことをございまして。これはまた、この交通機関のネットワークだけではなくて、さらに踏み込んだ議論として他の部分にも影響してくるのではないかなと思います。

実はそういう背景があるんですが、それを踏まえて、今回は特に意見（案）の中では、そこに焦点を絞って付記意見をつけたということをございます。ですから、背景としてはもうご指摘のとおりだと思うんですが、意見（案）としては、特にまだ今、非常に政策努力が必要であると思うところについて書かせていただいたと。それ以外の部分については、私たち県民も努力しなければいけませんし、また国の行政などとも絡んできますので、そういったところも踏まえてさらに考えていく必要があるのかなというのが、今までの審議の経過を踏まえた状況なんですが、どうでしょうか。

（青山委員）

ご検討いただければ、ここの意見（書）に反映されなくても、現実の中で、今、安曇野市さんとか茅野市さんとかで、デマンド交通のような、要は路線を張ったところではなくて、必要に応じてデマンドバスとか、デマンドタクシーを走らせるというようなことをモデル的にやっておられるので、そういうことに取り組んでいただければ結構だと思いますので、ご参考に。

（樋口委員）

これは、私から言うことかどうかわかりませんが、その公共交通ネットワークの確保の中には、ちょっと抽象的な、県の取組方針が非常に抽象的な形にはなっていますが、おっしゃったような趣旨を含んでいるというふうに、一応、私は理解をしたんですが、もし何か事務局で補足があれば。

（青山委員）

それなら結構です。

（望月企画部長）

大変、貴重なご指摘をありがとうございました。

今、樋口会長さんからもお話がございましたけれども、実は、この観点というよりも、むしろ5-10のほうで公共交通のネットワークの確保ということで、県でも最重要課題と

とらえて実際やっているわけでございます。

ちょっと国の事業仕分け等でも話題になったものでご存じかと思えますけれども、例えば「地域公共交通活性化・再生総合事業」、こういったものがここ2、3年継続していたわけでございますけれども、これが例の事業仕分けで予算が切られまして、本県も、実は全国で2番目という形でこの事業を取り入れておりまして、市町村は、非常に困った事態に陥ったわけでございますけれども。あわせて申し上げますと、この事業は村井知事が国に働きかけてつくったような事業でございまして、非常に好評だったわけでございます。そういったものを取り入れて一生懸命やっているわけでございます。安曇とか、いろいろなお話がございましたけれども。

それから、なおかつ国ではこれを廃止するだけではなくて、来年、交通基本法の制定という分野の中で、今、お聞きしますと、従来予算を倍に増やして何らかの施策をしていただくというようなこともございまして、実は今週も私どもは国、あるいは国会議員の皆様のところにお邪魔をしまして、その実現を訴えてまいったところでございます。

したがって、県の施策としても十分、青山委員さんおっしゃったようなことは現在もやっておりますので、引き続き頑張っていきたいと、このように考えております。

(小宮山会長)

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ古田委員。

(古田委員)

長野大学の古田です。よろしく申し上げます。

取りまとめ、ありがとうございました。大変すばらしいまとめになっていると思うんですけれども。

今の青山さんのご意見にちょっと関連しているんですけれども、そういう地域住民の新たな公というふうにも言われますけれども、地域での取組を強化していくということが全般にわたってもう少し重要なことかと思うんですけれども、特に5-02のところの書き方のところなんですけれども。

先ほどご説明していただいたところによりますと、「設立後のNPO法人についての適切な指導・監督を強化せよ」というところのご意見に集約されているかと思うんですけれども。昨今、新聞などの報道などを見ると、NPO法人をかさにきて、非営利ではないことをしている人たちもいるので取り締まれ、というようなふうにこれが受け取られてしまうつまらないことになってしまいやしないかと思ひまして。私としましては、県が従来からやってこられているかとは思ひますけれども、まずは法人に限らず、地域でのNPO活動の支援ということで長年取り組まれてきたのではないかと思いますので、その辺、法人に限らない書き方が一つですね。

それから、もう少し広くNPO活動を支援するという中間支援の強化であるとか、NPOの立ち上げ支援、地域活動の支援ということで長年やってこられたのではないかと思いますので、それは引き続き、なお強化していただくようなことが必要ではないかと思ひますので、文言として、法人のチェックというようなふうには受け取られないようにしていただいたほうがいいのではないかというふうに思ひました。

先ほどの公共交通のこの関連でもあるんですが、これからは市民事業、コミュニティ

ビジネスであるとか、地域の組合等の地域の事業化というものを一層強化していく、そういう意味でも、幅広い県の支援、それから地域住民の主体的な活動を育成していくというところが重要なのではないかというふうに思っております。

(樋口委員)

部会での審議経緯をごく簡単にご紹介しますと、これは表現の問題とかはあると思うんですが、むしろ懸念されているものがあって、例えば多重債務者の救済というようなことについて、NPOを語っているんだけども実態がどうなんだろうとか、そういった不安とか問題点が指摘されまして。おっしゃった点についてはもう私も大賛成なんですけど、それ以外に、法人の数を増やすだけではなくて、そういった中に混入してきてしまうような悪質なケース、こういったものは行政でもきちんと把握をしておかないといけないのではないかと。一般の方々がNPO法人ということで信用したところ、いろいろ問題が生ずるというようなことがあってはならないのではないかと、そういうようなご指摘でございました。そこでこういった表現を入れさせていただいたんですが。

したがって、本来の政策はしっかり県のほうで進めていただいていると、それは妥当であるというふうに基本的に理解しておりまして、ただその中で特に特記事項として、最近、数が非常に増えてきているNPO法人について一部にそういう実態があるので、これをしっかり、一般の方々に誤解を生じないように、本来の監督責任を果たしていく必要があるのではないかなということが、審議の経緯でございます。事務局のほうで何かありますか。

(望月企画部長)

今、樋口部会長さんのおっしゃったとおりでございます。

それで、ここは、審議会の意見(案)として特記されているところでございます。本体のほうを見ていただきますと、県の施策とか、あるいはそれに対する評価というものがあるのもうちょっと事細かに、先ほど古田委員さんのおっしゃったようなことが書いてございますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

(小宮山会長)

古田委員、それでよろしいでしょうか。

(古田委員)

はい。

(小宮山会長)

はい、どうぞ松岡委員さん。

(松岡委員)

すみません、評価部会の一員なので、評価の内容についてのことではないんですけども。

この主要施策の評価経過については、資料-1の図がございます。最終的には2月に、評価結果の予算案への反映状況を公表するというのがゴールというか目標で、そのた

めにやっているというような形になっているわけです。21年度の評価が22年度の予算に反映しているというふうに承知しております。その辺、県民の方にどのような形で、どの程度、伝達されているのかということが、私も調べる時間もなかったもので、ちょっとよくわからないので、簡単に結構ですけれども、教えていただけますか。

(小宮山会長)

では、ご説明をお願いします。

(土屋政策評価課長)

県民の皆様への周知、公表等の状況でございますけれども、端的に申しますと、その都度、ホームページ等を活用して周知をさせていただいております。

2月の予算案への反映状況につきましても、財政課で予算案等の公表をするのに合わせまして、評価結果についても、その反映状況等をホームページ等で公表をするという形で対応しておるところでございます。

(松岡委員)

例えば「あまり順調でない」とかというところに、重点的に少し多目に予算を配分したとか、どういう表記の仕方なんですか。

(土屋政策評価課長)

実際に行いましたのは、44の主要施策に関連したおおまかな部分と、それぞれの各事業についての予算の状況等もあわせて公表をして、大幅な増額をした予算、減額をした予算等の状況についてもあわせて公表をさせていただいております。

(小宮山会長)

よろしいでしょうか。そろそろ時間なんですけど、よろしいでしょうか。本当に貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、当審議会の県の自己評価に対する意見といたしましては、この部会からご報告がありました意見(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(小宮山会長)

はい、ありがとうございました。それでは、そのように決定いたします。

そうすると特に修正がないんですが、最終的なものは、また委員の皆さんにお示しいただけるのでしょうか。

(土屋政策評価課長)

今の点ですけれども、先ほどもご説明いたしましたけど、これで意見として確定をしていただきましたので、今後、県としてちょうだいした意見に対する対応方針を決定して、評



評価書を確定いたします。確定した評価書につきましては、改めて各委員の皆様へに配付をさせていただきます。また公表、議会への報告という段取りを踏ませていただきます。

(小宮山会長)

わかりました。では、そのようにお願いいたします。

それでは次にその他でございますが、何かございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、特にございませんでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了とさせていただきます。委員の皆様にはご熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

以上で議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

(吉沢企画幹)

小宮山会長、並びに委員の皆様、ご審議、ありがとうございます。以上をもちまして、長野県総合計画審議会を閉じさせていただきます。

なお、このあとですが、土地利用・事業認定部会をこの会場で開催させていただきますので、部会員の皆様は、準備ができますまでしばらくお待ちいただきたいと思います。

本日はありがとうございます。